

内閣府独立行政法人評価等のための
有識者懇談会
第15回議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会議事次第（第15回）

日 時：平成30年1月16日（火） 9：57～11：38

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

開 会

- 1.（独）国立公文書館の平成30年度目標案について
- 2.（独）北方領土問題対策協会の第4期中期目標について
3. その他（今後の予定等）

閉 会

○河田課長 時間よりまだ早いですけれども、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきます。

ただいまから、第15回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

それでは、座長、以降の進行をよろしくお願いいたします。

○田辺座長 おはようございます。それでは、早速でございますけれども、議題の審議に入りたいと存じます。

国立公文書館の平成30年度目標案について、鈴木調査官より御説明をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

○鈴木調査官 本日、公文書管理課長の畠山が急用により出席できませんで申しわけございません。私、鈴木の方から御説明させていただきたいと思っております。

独立行政法人国立公文書館の平成30年度目標案につきまして、御説明させていただきます。資料はいろいろございますけれども、資料1-1という目標案の概要版、A4の横表になってございます。これを主に御覧いただいて御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

独立行政法人国立公文書館でございますけれども、行政執行法人という位置付けがなされているところで、独法通則法の規定に基づきまして主務大臣が平成30年度の目標を定めることになっております。国立公文書館は、各省庁等から文書を移管されたものを保存して利用に供することを主たる目的としておりまして、その観点から、来年度、平成30年度の目標につきましても、それを着実に実施していくことを主眼としております。昨年12月に改正されました行政文書の管理に関するガイドラインを踏まえた措置、また、明治150年関連施策の実施ですとか、新しい国立公文書館の建設という動きがありまして、そうした中で公文書館に求められる役割は、今までよりもさらに質的にも量的にも増していくことが予想されております。そうしたところも含めて、新しい年度の目標をつくるというのが大きな方針であると御理解いただければと思っております。

平成30年度の目標案の内容でございますけれども、可能な限り定量的な指標を設定するというところで、平成30年度目標におきましても、全ての項目について定量的な指標を設定するというところでございます。その際、当然これまでの実績、業務の進捗状況等を鑑みた指標の設定を行っているところでございます。

それから、重要度、難易度という項目がございますけれども、先ほど申し上げた国立公文書館の機能をさらに発揮させるという観点から、また、業務の効率・効果的な運営にも資するという観点から、平成30年度目標におきましては、平成29年度目標に引き続き、重要度「高」を設定しており、難易度「高」を新たに設定した項目もございます。これについては後ほど御説明させていただきます。これらに加えまして、明治150年関連施策など、新たに新規の目標として追加した内容もございます。

それでは、具体的にそれぞれの項目について簡単に御説明させていただきます。

資料1-1の概要表を御覧いただきまして、「(1) 行政文書等の管理に関する適切な措置」の項目でございます。ここの難易度を赤字で新たに「高」と設定しております。これにつきましては、備考にも書いてございますが、昨年12月に改正いたしました行政文書の管理に関するガイドラインを踏まえまして、行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の確認につきましては、当該作業をより厳格かつ慎重に行うことが必要となるため、難易度を「高」と設定しております。これらの行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の確認につきましては、年間で350万件以上を指標としております。この件数につきましては、昨年度と指数の変更はございません。

次に、(2) ①「ア 受入れに関する措置」でございますが、引き続き、公文書管理法に基づき、行政機関及び独立行政法人等からの歴史公文書等の受け入れを適切かつ速やかに実施することはもちろんでございますが、歴史公文書等の散逸を防ぎ、歴史的事実を立体的かつ総合的に把握する機会を国民に提供するため、歴史資料等の積極収集及び提供を行うこととしております。これらを行う際には、明治150年関連施策といたしまして、明治期資料の記録保全と情報提供を図ることを新たな目標として追加してございます。また、これら受け入れました歴史公文書等につきましては、1年以内の排架達成率100%を指標としております。この指標につきましても、昨年度と変わってございません。

(2) ②「イ 利用の促進に関する措置」についてでございますが、国の重要な歴史公文書等を紹介する常設展、国民のニーズ等を踏まえた魅力ある質の高い展示を複数回行うとともに、遠方の利用者の利便も図るため、デジタル展示や館外展示、貸し出しを引き続き積極的に行っていくことはもちろんでございますが、新規目標でございます明治150年関連施策といたしまして、明治150年を記念する展示会及び関連行事を関係機関と連携して実施すること。また、展示については、外部の意見を聴取して、その結果を反映すること。さらに、明治期公文書のデジタルアーカイブの充実を図ることを新たな目標として追加してございます。これらの展示やデジタルアーカイブ等を通じて、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながると考えておりまして、国立公文書館への理解や利用者層の拡大を図ることができるものと思っております。

これらの展示会への入場者数は4万5,000人を指標としているところでございますが、このうち1万5,000人以上を明治150年記念展の入場者の指標としているところでございます。デジタル化についての新規提供コマ数210万コマ以上、国立公文書館ニュースの発行回数4回以上につきましては、昨年度と変わってございません。

(2) ③「イ 調査研究」でございますが、指標で公文書館等未設置自治体及び都道府県図書館等についての調査が終了したため、調査対象機関から削除してございます。

(2) ③「ウ 国際的な公文書館活動への参加・貢献」でございますが、この指標につきまして、基準を明確化したものでございます。これは昨年度、1つの国際会議において複数回発表を行った実績がありましたことから指標を明確にしたものでございます。発表

回数の2回以上につきましては、昨年度と変わっておりません。

「(3) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置」でございますが、指標におきまして、前年度の年間延べ受講者数1,200人以上から、平成30年度は1,500人以上としております。これは歴史公文書等の保存及び利用に関し、公文書管理法の施行実績、行政文書の管理に関するガイドラインの改正、対象機関のニーズ等を踏まえ、日程、人員、対象等を見直しつつ、研修を効果的に実施することを目標に設定したものでございます。

「(4) アジア歴史資料センターにおける事業の推進」でございますが、アジア歴史資料整備事業において、アジア歴史資料データベースにおいて公開するアジア歴史資料の範囲を戦後期まで拡大することについては我が国がとるべき施策を実現するための事業として重要と考えております。また、新たに明治150年関連施策といたしまして、資料提供機能の拡充においては明治時代を特集するインターネット特別展を開催するなど、コンテンツの充実を図ることとしております。情報発信においては、アジア歴史資料に係る多角的な情報発信と連携した効果的な広報を展開し、そのプレゼンス効果を高めることとしております。

「3 財務内容の改善に関する事項」といたしまして、指標につきまして、基準を明確化したものでございます。昨年度の指標におきましては友の会の収入の計上について明記されていなかったため、平成30年度からは写しの交付収入と友の会の収入を除いたものを事業収入の指標とすることを明記させていただいたものでございます。

最後、「4 その他業務運営に関する重要事項」でございますが、昨年12月に新たな国立公文書館基本計画原案が策定されたところでございます。新たな国立公文書館が建設されることを踏まえ、内閣府が行う新館関係業務に協力するとともに、新館を見据えた公文書の保存、利用等に関する調査検討を行っていくことを新規の目標として設定してございます。また、国立公文書館職員の国立公文書館及び国内外の公文書館その他機関が実施する研修等への延べ参加者数につきましては、昨年度の25人以上から、平成30年度の目標は40人以上としております。これは、国立公文書館の職員を国立公文書館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等へ積極的に参加させ、資質の向上を図るなど人材育成を進めることを目標に設定したものでございます。

以上、簡単ではございますが、国立公文書館の30年度の目標案につきまして、主に重要度の高い項目で、平成29年度の目標から加筆修正等を行った主な点につきまして御説明させていただきました。ただいま御説明のとおり、具体的な指標、数値目標を明らかにして取り組んで、平成30年度目標としまして進めていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

では、石川委員、お願いいたします。

○石川委員 資料1-1の(2)の「ア 受入れに関する措置」の部分で、指標が1年以

内の排架達成率100%ということで、主な内容が歴史資料等の積極的収集ということなのですが、具体的にどのように働きかけをされるのかということについての確認と、明治150年関連施策ということですが、どこにそういった資料があるのかについてももしも既に当たりをつけられているのであれば、お願いします。以上の2点についての確認です。

それから、その下の「② 利用に関する適切な措置」の「イ 利用の促進に関する措置」で、展示が150年記念展及び関連事業ということなのですが、いづろ、どのようなものを展示される御予定なのかということについて、イについてはこの2点をお願いします。

○田辺座長 では、よろしく願いいたします。

○荒木次長 公文書館でございます。

最初の排架まで1年という、これは基本的に受け入れたものについては1年以内に利用に供するというので、当館の受け入れた資料についての原則でありまして、一旦受け入れてから利用に供するまで時間がかかると、待っている方もいらっしゃるので、その辺の利便を必ず図れるようにしておくという原則を動かさないということです。実際はなかなか難しいところがあるのですが、ここは動かしてありません。

積極収集のところについては、歴史公文書等の情報を保管し、周辺資料類についてもこれから積極的に集めていくということなのですが、特に今お尋ねのあった明治関係です。それについては今、いろいろ照会しているところでして、ある程度、全く見込みがないということもないのですが、幾つか収集していこうという段階でございます。

展示等につきましては、明治150年関連施策ということで、既に当館に所蔵しているもの、あるいは関係のところから集めるものを含めまして、いろいろ予定をしております。来年度の展示の中で、主に幕末期から明治期にかけての資料を、春明の特別展を中心に出していきたいと考えています。まだ計画ですので詳しくは明らかにしていませんが、大体時期的に幕末期を前にやって、明治期のものを後ろにかけて展開していこうかなという感じで今、考えております。

○田辺座長 よろしゅうございますか。

では、大隅委員、お願いいたします。

○大隈委員 幾つか教えていただきたいのですが、今、明治150年関連が出たのですが、ちょうど今、1月でNHKの大河ドラマとかで幕末なのでしょうけれども、例えばそういう大河ドラマとコラボして何とかという企画があるのかどうかということ。ちょっとこれは横道にそれているかもしれませんが。

2番目は、ちょっと私は理解ができなかったのですが、1(2)③のウは結局、前は国際会議の数2回以上。これは書き方を変えただけの話なのですか。内容は変わっていないということ。

○荒木次長 明治150周年記念展は、大河ドラマとかそこまでではないのですが、ただ、そういう意味では大いにドラマチックな激動の時代のことでありますので、皆さんに

見ていただけるようなテーマに近いものを、うちの中であるもので出していただければなと思っております。そういうものになるかと思えます。普段の企画展等ですと、もう少し地味なものが多いかと思えますけれども、明治150周年は、そういう意味ではもう少し有名どころの關係の資料などもないことありませんので、その辺のところは出していただけるのではないかと考えております。2番目については、ただ出ることの意味があるというよりは、ちゃんとうちが出来ますよということと、もう一つは、日本から発信をしますよというところが大事なところですので、そこをはっきり書くような形で書きかえたということをごさいます。

○大隈委員 それから、3番の財務内容の改善のところの写しの交付及び友の会収入を除く事業収入とは、どのようなものがあるかを教えていただきたいのと、最後の4番で、これは今回、25人を40人とされているのです。職員さんとそのほか携わっている方ということなのですが、これは大まかに言って分母がどれぐらいの中の25人、40人なのか。結構分母は大きいのかなとも思えるのですが、そこを教えていただければと思います。

○荒木次長 事業収入は、先ほどの友の会と写しの交付、この辺はもう実費の世界でございます。それを除きますと何を出しているかということ、例えば図録でございますとか、当館の資料を写真で出した絵はがきでございますとか、ほかにも収蔵資料を商品化したようなものがあるかと思えますが、うちのほうでも若干用意してありまして、そういうものの販売をやっていこうと思っております、その辺が収入源となっております。

研修については、結構一生懸命出しているところがありまして、当館の職員は常勤が50余りと非常勤等もございますので、それを合わせても140ぐらいでございます。あと、このような専門的研修ではなくて事務部門とかもございます。そういう意味では精いっぱい努力して数字を出しているというのが正直なところで、御理解いただければと思います。

○大隈委員 専門の方ということになってくるから、もうちょっと絞られてくる。

○荒木次長 もちろんほかの研修もあるのですが、そこは滅多にありませんので、専門的なものを主に念頭に置く形になります。当館で全国の公文書職員向けにやっている研修などは、館の人間は当然、専門職関係は受けるべきでしょうということはあるのですが、そういうことをごさいます。

○田辺座長 よろしゅうございますか。

私も、特に修正意見ではないですけれども、何でこうなっているのか若干お聞きしたいことが5点ほどございます。

1点目は、資料1-3の文書で、昨年度もあったのですが、第1パラグラフのところで「国民アイデンティティ形成にも寄与する重要な責務である」と書いてあって、そうなのだろうなとは思いますが、この文章のもとという言い方はないですが、根拠とは言いませんけれども、ここの年度目標に初めて書き入れたものなののでしょうか。こういう文章は上位規範から引っ張ってくる人が多いと思うのですが、ここで初めて入れたものなのかどうか。上に何かもとになるものがあるのだったら、それを教えてい

ただきたいというのが1点目です。

2点目は、1-3でいきますと、行政文書の管理に関するガイドラインの決定があつて、それを踏まえてというところで、この作業は重要度が高く、難易度が高いと。難易度のところは、作業をより厳格かつ慎重に行うことが必要となるためと書いてあるのです。まさにそのとおりだろうとは思いますが、具体的に今やっている作業に加えてどういう側面をプラスアルファして厳格かつ慎重にやるのかというところをもう少し御説明いただきたいというのが2点目でございます。

3点目は、1-3、6ページの公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書というところで、地方公共団体等の関係機関における文書管理の普及、啓発イベントというところで書かれているのですが、この検討報告書は、こういう方向でやってくれというような提言があると思うのですが、その中身は一体何なのかお知らせ頂きたいというのが3点目でございます。

4点目は、1-3、9ページの(3)研修の実施のところで、年間延べ受講者数を1,200人から300人プラスアルファして1,500人以上と。ある意味、受講者が増えるという高い目標を挙げていただくのはありがたいことなのですが、これは具体的にどこら辺を増やすターゲットとして考えていらっしゃるのかをお伺いしたいというのが4点目でございます。

5点目は、新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取り組みというところで、国立公文書館のほうに聞くのが適切かどうかわかりませんが、こちらの建設等のスケジュール感というのでしょうか。大体どのくらいにどのくらいのことをやらなければいけないというのがおわかりでしたらお教えいただきたいというのがラストでございます。

特に修文等を求めるものではありませんけれども、どのようにお考えになっているのかをお尋ねしたいということでございます。では、よろしく願いいたします。

○鈴木調査官 先にスケジュール感のほうから御説明させていただきます。

現在は、先ほど申し上げました新たな公立公文書館基本計画原案というものが策定されております。この中で、工期につきましては8年半程度ということが明記されておりました。具体的に申し上げますと、来年度、平成30年度から31、32年度の3年間で設計を行います。平成33年から実質的な工事に入る予定でございます。8年半ということですので、平成で申し上げますと平成37年度の完成を見込んでおります。

○田辺座長 わかりました。となると、30年度は設計にかかわるこういうことを入れてくれみたいなものは。

○鈴木調査官 基本設計と実施設計がございまして、それを3年間でやることとしております。

○田辺座長 そこに対するアドバイスを公文書館の中でやるということですね。わかりました。ありがとうございます。

○荒木次長 最初のアイデンティティ形成のお話は、公文書館の役割として、行政に対する説明責任の遂行と、もう一つは歴史等に関する研究の振興並びにアイデンティティ形成

という、これが2つの大きな機能であろうということで、公文書館一般についてそのように言われておりますなどということ、我々もよく、それこそ研修等の中で最初にお話しした上で、それで各国にも公文書館がありましてなどという話をするのが大体例でございます。そういったことで、前文ではないかと思っております。

○田辺座長 これは国立公文書館法には書いていないのですか。

○荒木次長 直接はそこまでは書いてありませんけれども、そういう意味では、法文上は、歴史公文書の保管及びその利用に供するということがあります。失礼しました。

○田辺座長 別に問題はないですが、もうちょっと上で書いてあるのかと思いました。

○荒木次長 いろいろな業務の広がりがある、それが後に示す当館の事業にもつながっていくものかと認識しております。

改めて言えば、公文書管理法の中でも、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み云々という文言がありますので、国民の利用に供する中で行政の検証と、もう一つは歴史の後づけないしはアイデンティティの確認という2つの要素があるということで説明をよくしております。

それから、2番目のガイドラインの改正に伴う事務です。これは実務的には本当になかなか難しいところでありまして、それでいながら引き続き350万件をやるというのは、本当に難易度「高」と認識していただきたいということでございます。中身は、今度、ガイドラインの改正で本当に残すべき文書を確認していかなくてはいけないということで、特に重要な政策事項として、一般的に過去の大災害でありますとか歴史的なイベント、例えばオリンピック等でありますとか、あるいは各行政機関がそれぞれ別途、重要な政策課題として定めたものがあれば、そういったものについては残す項目として確認していかなくてはならない。それを我々のほうとしても、まさにこの保存期間満了時の措置のところ確認をしなければいけないところが増えてきた。これが実務上大変なものでございまして、そこを言い回しとしてはこういう形で理由付けをしているところでございます。

あと、5年後見直しの関連での地方公共団体等の啓発イベントの支援。これはまだ公文書館を設置してないところもございまして、そういうところにおける公文書館利用への取組の意識付けとか、公文書保存の意義等についても活動していかなくてはならないと平素より我々も心がけているところではございますけれども、5年後見直しについての報告書の中でもまた改めて取り上げましたので、内閣府の取組支援ということで当館としても必要な協力、あるいはスタッフの派遣、講演等、そういった形での協力を行っていくつもりでございます。

あと、研修でございます。これもまさに目標ということで、当局よりのお示しがあつてということでございますけれども、実際に現在、研修等を受けている対象者としては、文書管理の担当者だけではなくて、各府省あるいは関係法人における文書の作成管理者等も目標にしております。恐らく、今回のガイドライン改正などの機運もありますので、そういった中でももっと研修をきちんとやっていかなくてはならないということがありました

ものですから、実際上としても応募してくる。これは結局、各省に募集をして応募にかかる部分が実はありまして、目標は目標なのですけれども、当館で幾らと言えない世界でございまして、こういった時期でもありますので、目標値を上げてお示しがあったということでございます。

○田辺座長 わかりました。

30年度はガイドラインと明治150年と新しい公文書館という、かなり大きな、難しい事業や大切な指針が加わって、それを適切に目標案のほうに落とし込んでいただいたと感じております。特に修正等はよろしゅうございますか。

では、御質問等はございましたけれども、国立公文書館の平成30年度目標案につきましては、当懇談会として、これでいきたいということをお認めしたいということでございます。その方向でお願いいたします。ありがとうございました。

次のセクションに入ってまいりたいと思いますので、公文書管理課、国立公文書館の皆様方はこれにて御退席いただければと思います。どうも本当にありがとうございましたというのと、あと頑張ってくださいというのがございますが、よろしくお願いいたします。

(公文書管理課・国立公文書館退室)

(北方対策本部・北方領土問題対策協会入室)

○田辺座長 それでは、北方領土問題対策協会の第4期中期目標案について、齊藤北方対策本部参事官より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○齊藤参事官 よろしく申し上げます。

制度だとか独法の話は皆さんのほうがよくお詳しいかもしれないので、その辺ははしりながら、今回は中期目標管理法人ということで、新たな5年間の中期目標を定める非常に重要な局面でございまして、その中で現場の独法も、それから我々本部も、いろいろ悩みながらここまで来たところもあるので、ぜひお気づきの点はいろいろアドバイスをいただいて、さらにいいものにできればと思っております。そういった悩みも含めて共有をさせていただきたいと思っております。

資料2-1を中心に、必要に応じて2-2よりも2-3ですね。今期と次期を右左並べて書いてありますが、変更部分に線を引くということせず、全部線を引くことになるぐらい変わっていますので線は一切引いていませんが、対照しやすくという意味でつくったので、それを適宜使いながら説明させていただきます。

資料2-1に戻りまして、まず、次期中期目標策定に係る前提ということで、ここは制度のことが書いてありますのではしよるところははしりまして、重要なのは3つ目の◆でございます。通則法の改正によって総務大臣が目標設定に関する統一的な指針を示すということで、先般、総務大臣決定として目標策定に関する指針が示されて、そこで法人の長のもとで自律的なPDCAサイクルを機能させてマネジメントをきかせるのだということが力強く定められて、したがって、目標に関して具体的、客観的、的確、明確に、できる限りアウトカム目標、少なくともアウトプット目標を設定せよと。それから、できる限り定

量的に、そして我々が一番重視したのは、安易な目標水準にするのではなくて、めり張りを付けてチャレンジングな目標設定をしると。したがって、チャレンジングであればあるほど重要度なり難易度は高くなっていく。そういったことをしっかりやっていくという方針が示されたところでございまして、今回の目標案に関しては、これをできる限り北対協の業務に合わせて知恵を絞って見たということでございます。

次期中期目標の考え方でございます。御存じのとおり、常勤で17名という非常に小さな独法ということで、小規模組織であるがゆえの利点と限界を両方有してございます。そんな中、余談になりますけれども、今並行して理事長の公募もさせていただいております。現在の荒川理事長は、次期は理事長を続けられませんので、新しい理事長をお迎えして、その理事長にリーダーシップを発揮していただいて、先ほどの総務省の統一方針でもありますように、目標志向のアウトカム重視へということで次の中期期間をマネジメントしていただくということでございます。

このように考えることも、要は、これまで戦後70余年たちまして、当然まだ北方領土は返ってきていないわけですが、その間、脈々と事業を続けてきましたけれども、ここに来て協会がプレーしている外部環境が非常に大きく変わっている、または変化が速いということだと思っております。1つには、関係者の中心である元島民の方々の高齢化が非常に進んでいて、いよいよ今年は平均年齢が83歳という状況です。したがって、返還要求運動の担い手の中心は当然、その当事者ではなくて、その下の世代だとか関係者、または、この中期目標の中で非常に強く打ち出していますけれども、そういった一部の方々ではなくて、もう一度国民運動、全国民の方々にこの問題にしっかりと興味と関心を持ってもらって世論を高めていきたい。そのような環境だと思っております。

もう一つは、これも報道でいろいろ出ていますので御承知のとおり、日ロ関係もここに来て動きが非常に活発になっている。一筋縄ではいきませんが、そうはいっても外交交渉の上ではできる限りこの機会を捉えてこの問題を前進させようということで、交渉そのものは総理大臣、外務大臣が所管しておりますが、我々はそれを下支えする。単に世論形成だけでなく、特にここにある共同経済活動に関しては、直接我々はその事務局をやったり、またはプロジェクトを実施するという事は現在していませんけれども、逆にこれまでの交流事業の経験を通じて、少なくとも最も北方領土との間で人が行き来をしたりいろいろなことをする上での知見を持っているのですね。

そういったこともあって、後で説明しますが、本年度、昨年9月にはようやく首脳レベルで合意をして、航空機による特別墓参ということで飛行機の実運用も、実際にはこれまで墓参または自由訪問ということになると、主体そのものは北対協ではなくて、千島連盟が実施主体となってそれを支援する形でしたけれども、今回は千島連盟に飛行機の実運用をやってくれといっても、そもそも飛行機をチャーターするとかグランドオペレーション、現地の実運用、全部ゼロからつくるのはとても無理だということで、北対協の力をかりて何とか成功したということでございます。

所掌範囲は変わらなくても、そこで担っている業務は非常に高度化しているなど思っています。そういう意味でも、少し戻りますが、小さな組織ですけれども、しっかりとその利点を最大限発揮できるようなことをしていかないと、与えられたミッションマンドートをこなせないと思っています。そのためには、やはり新理事長の強力なリーダーシップのもとでしっかりと業務の取捨選択をしてやっていく必要がある。そんなことを考えています。

したがって、3つ目のポツに書いてありますように、業務の抜本的見直しを含むPDCAサイクルの徹底というのがこの中期目標を貫く理念でございます。

あわせて、今、公文書管理課と会いましたけれども、内閣府の独法でございますので、お膝元ということもあって文書管理その他、コンプライアンスですとかアカウントビリティといったところも、ある意味非常に大変なのです。要は、規模が小さくても独法に求められることは全部やらなければいけないものですから、非常にそういう事務負担が大きけれども、手を抜いていると、特に先ほど申し上げたように日口関係が動いているときに、その意思決定が跡づけられないようなことになっては非常に大変ですので、しっかりと、今だからこそそういった業務運営のさらなる健全化、透明化の確保などということも考え方の中心に据えてつくった次第です。

期間は、御承知のとおり5年間でございます。

それでは、2ページ目の各業務の目標です。業務の柱は4本しかないので簡単に終わりますね。

1つ目が非常に重要な柱でございます。世論の啓発と。重要度「高」、難易度「高」にしています。重要なことは最初の2行に書いてあります。これまでの返還運動の活動推進や後継者対策に加えて、従来アプローチ、リーチできていなかった層への情報発信を徹底的に取り組みたいということでございまして、それが先ほど申し上げた返還要求運動を真の国民運動にしていくという方向でございます。

その要素としてポツが3つ。実際の本文にはもう少しいろいろ書いていますけれども、まずは2月7日に全国大会がございまして。北対協も助成という形でファイナンスを通じてこの大会に関与してはいますが、次期中期期間は、より積極的にこの大会に関与し、また、大会はどうしても関係者が集まって、総理大臣なり三権の長が来るような大会なのですが、余り一般の人がオーディエンスとして来るということではないので、逆に閉じているのです。そうすると、せっかくの全国大会ですのに、それだけの情報が余り外部に発信されない。民間団体、政府、地方団体の3者による実行委員会方式なものですからちゃんとした事務局もなく、そうすると、事後それをしっかりと発信することもなかなかできていなくて、ぜひそういったところを中心に、北対協には積極的に全国大会に関与してほしいということを書いてございます。

2つ目は、先ほどの広く一般にリーチをするという中でも、特に重点攻略目標として若年層への情報発信、周知をしていただきたいということで、メーンターゲットとして掲げ

てございます。

3つ目は、そのツールとして、今もSNS、ツイッター、フェイスブックをやっていますけれども、SNSの世界は変化がもっと速くて、特に本当にリーチしたい層、多分、フェイスブック、ツイッターではまだ余り有効なリーチの手段になっていないものですから、そういったこともそれぞれの訴求対象に応じてツールを使い分けながらやっていきたいと考えています。

聞いたらすごくいいことを言っているなと思う反面、それは本当にできるのかなというふうになると思うので、そこの部分を確認したいので、資料2-3の表の2ページ目の終わりから3ページ目にかけてでございます。要は、新しいことをやると、先ほど言ったように非常に小さな規模の組織ですので、とてもではないけれども仕事が回らなくなります。したがって、やらなければいけないのはまさに取捨選択でございます。御承知のとおり、この半年かけて中期の評価をしてくる中で、一応事務局の評価をしたわけですが、それは基本、現状の事業の構成で評価をしまして、取捨選択というところまではまだしていないのです。かつ、先ほど言ったように、新たな理事長はこの中期の期間に合わせて着任をされて、その方がリーダーシップを発揮するわけです。私はばっさばっさと切るのが大好きなのですが、ばっさばっさとこれはやめるなどということをやっても、なかなかうまくここで実現したり、次の中期5年間、また、正直言って5年で片づく話ではないと思っているので、場合によるとそのさらに次まで見据えて新たに來られる理事長にリーダーシップを発揮してもらうために、それぞれに関して、この段階ではこれを伸ばす、伸ばさないは書かないことにしました。先ほど申し上げたように、新しい訴求対象をこうしてほしいとか、こういうことをやってくれということプラス、2ページ目の一番下にありますように、その次に業務の効率化に関する項目があって、そこで、初年度に業務の見直しをすると。要は、全部の棚卸しをするということを経営効率化のところに書いています。

ということで、多分先に見てもらわなければだめなので、ページを先に繰ると、14ページでございます。一番下に「業務の見直し」ということで、初年度に理事長が直轄で既存事業の効果検証と取捨選択をしてほしいと掲げています。したがって、当然、予算がありますけれども、我々と違って単年度ではなくて運営費交付金で、中期目標管理法人ですので場合によっては1年目は使わないけれども2年目にお金が出ていくという仕組みでもございますし、要は初年度に、当然、最初から開店休業体制ではいけませんので、まずはやるべきことをやりつつ事業の棚卸しをしてもらって、取捨選択をしてもらって、中期目標、個別項目に掲げている方向性に沿って事業の再構築をしていただくということにさせていただきます。

先ほど申し上げた全国大会の2月ですとか、または若年層への情報発信については通年ですので、それをどうやっていくのかというのは、それと並行して事業構成を考えていただこうということで、目標としては、先ほど言ったように重要度も高いし、難易度も高い

目標を掲げているところがございます。済みません。行ったり来たりして申しわけなかったのですが、そのような考えでつくってございます。

今、資料2-1の2ページ目の(1)のポツのところまで行かして、「指標例」と書いています。先ほど言ったことがまず1つ目に書いてあって、PDCAサイクルの実効性確保のために、まず一番欠けているのが、効果を把握するツールを北対協または理事長さんは持っていない。我々内閣府も実は持っていないで、5年に1度、世論調査の特別調査で本当に簡単な項目に関しては聞いていますけれども、こういう事業のPDCAということになると、もっともっと個別に、自分がリーチをしようとしている政策対象が現状どのぐらい浸透して、それが施策を講じることでどのように変わっていくか、ちゃんと確認できないといけないのですが、そういうツールが一切ないのです。

したがって、まずは指標例の1番目に書いてありますように、ここはジェネラルパブリック向けに広く発信するという新しい目標ですので、そういった方々の現状、関心・理解度を定量的に把握するような調査。これはある意味、ここでは単に関心や理解度等と書いていますけれども、事業の構成に応じてもっといろいろなところを細かく捕捉できるような調査を組み立てていただければいいと思っています。いずれにしても、これがまずこのPDCAをしっかりと回す上での一番重要な定量的指標になると思っています。これを初年度にしっかりと企画し、実施するところまでいこうと思っています。

したがって、目標は、それをやった後にもう一回変わると思うのです。今はわからないというか現状でしかないので、例えばSNSの発信に関しても、現状をベースにするところのぐらい。減らすわけにはいかないしということを書いてありますし、四角の中の一番下の啓発施設に関しても、来館者数が現在、新聞に出ましたから御存じかもしれないですけども、北方館はいよいよ史上最多の来館者を達成などと言っていますが、それにしてもその数字しか持っていないのです。それを維持しようという目標を立てるしか今はできていないのですけれども、要はここに力点を置くのであれば、それをどのように目標設定していくのかをもう一度、こういったツールを整備した後に見直ししようと思っています。

ちょっと話がごちゃごちゃしてきましたが、1つ目の項目で全部説明すると後が簡単なので、そういった形で全て目標設定をしています。

一番重要なのは、この地の文で方向性づけているところで、あとはそれを新体制のもとでかみ砕いて、協会としての重点施策を決めていただきたいと思います。

そこでは拾い切れないところで、後で聞いていなかったというのなんですので、少し2-3に戻って今の項目(1)の国民世論の啓発のところをざっと見ていただくと、今余り触れていなかったのが、4ページの一番下の青少年や教育関係者に対する啓発というところがございます。項目は1行書いてありましたが、説明ははしょったのでここで言います。要は、これまで何となく後継者の支援などということはずっとやってきたのですけれども、それは元島民の2世や3世という狭い意味での後継者ということになっているのです。ただ、先ほど言ったように、これからはジェネラルパブリックが相手ですので、

ある意味、後継者というのはニアリーイコール次の世代ということも含む概念として考えてございます。幸い、これまでの先人たちの努力の結果、学習指導要領も29年3月にしっかりと北方問題を含めて領土問題を義務教育で取り上げることになって、インストールまで非常に指導要領は長くかかるわけですけれども、それと軌を一にして、北対協も学習資料をたくさんつくっているのです。それを実際に教育現場で使ってもらえるようなことをこの分野ではしっかりとやっていきたいと書いています。

それから、5ページの一番下のところがちょっと読みにくいので説明しますと、①運動の推進、③国民一般に対する情報発信というところで共通して、愛称を定めるなどという例示で、愛称という言葉が余りよくないなと思いつつも、要は、北方領土問題とかいろいろビッグワードが多過ぎてジェネラルパブリック向けの発信として阻害要因になっているという指摘が随分あったりとか、また、ちょっと話はそれますけれども、今回、財政当局の御理解もいただいて、人も充実させていいということになったのですが、人を採用しようにも、今、特に雇用環境とか求職環境は非常に売り手市場になっているのです。そうすると、北方領土とかそういう組織に対する感応度が低かったりするなどという話が結構あるのです。これから広く一般に問題を発信していく上で、場合によると余りかたく問題を捉えずに、少なくとも組織の呼び名をもう少し、要は独法とか何とか機構はみんな結局、今、横文字をつなげていい感じの片仮名の愛称をつけているのです。そんな感じも工夫したらどうかというのは一案として書いていますが、いずれにしても、みんなが運動、またこの問題に興味を持ちやすいようなことを考える必要があるという共通項目を書きました。

同じく、②と③に共通項目として、先ほど来、SNSばかり言っているのも、バーチャルに全てが完結しそうな感じもしますけれども、実際に我々がやっていて、やはり北方領土を実際に自分の目で見ることの説得力とか重要性は非常に大きいと思っているのです。いろいろな形で、そもそもそちらに若い人たちを連れていったり関係者を連れていくという事業もやっていますし、納沙布岬には北方館を持っているものですから、バーチャルだけではなくて、実際にその場に行って実体験として領土問題に触れてもらうということもあわせてやっていきたいと思っているので、そこの集客力をアップする。また、集客だけではなくそれを情報発信するということも重要な項目だと思って、共通項目で掲げています。

以上が1つ目の世論啓発の部分でございます。次の項目以降はささっといけるので御安心ください。

2つ目が四島交流事業ということで、一昨年までは船舶を使った交流事業がメインでしたけれども、昨年9月に航空機による、特別墓参と言っていますけれども、あれは自由訪問なのです。墓参というのはあくまでも私的行為という整理をしているものですから、それは地方自治体が、つまり北海道が実施をしているわけですけれども、我々は自由訪問に関して千島連盟、当事者の自由訪問をサポートするという仕組みでファイナンスをしてい

まして、今回の航空機に関しても、墓参することがメインでしたけれども、身体的負担をできるだけ軽減して、実際に住んでいたところを訪れて、たまたま日帰りのオペレーションだったので、とてもいろいろ見て回る時間はなかったので、お墓に行って帰ってきましたけれども、今後、ロシア側との調整が幾らでも必要だと思いますけれども、行く行くはまさにこれを広げていって、これからさらに高齢化していく中で身体的負担を軽減して、より自由に住んでいたところを訪れられるような方向に事業が拡大していけばいいなと思っているところでございます。

いずれにしても、船舶以外も含めて、今後、ほかの手段がすぐに航空機以外にあるかわかりませんが、やり方も含めて変わってくると思うので、そういったことが今回ここに書いてあります。

まず1つ目のポツのところでは、先ほど言ったように重点攻略目標はジェネラルパブリックになって、特に若い人などという話になるので、それは別に世論啓発という項目に閉じていなくて、交流事業も単に交流して相互理解を促進するだけではなくて、交流後にそれをしっかりと情報発信することによって、直接自分には行かなかったけれどもこの問題に興味を持ってもらう人を増やしたいということで、使えるものは何でも使えということで、こういう事業も1つ目の柱として、これまでなかったですね。要は、北方領土問題に関する関心・理解を拡大する上で有益な方に乗ってもらう、または人はかわらなくても、そういうマインドを持って乗ってもらうということを意識した項目を1つ目に入れてあります。

2つ目に、ちょっとお役所言葉で書きましたけれども、内閣府等が示す方針に基づき、体制整備も含め、柔軟かつ適切に対応というのが、先ほど言ったように、中期目標どころか年度計画をつくる時にもそもそも存在していなかった事業を年度の途中でやるなどということは幾らでもこれから交渉次第では出てくると思うので、そういった場合にも、これまで培ってきた経験と組織力を使って柔軟に対応してほしいというのが2つ目に書いてある。

さらに、参加者のセレクションだけではなくて、交流成果を積極的、継続的に情報発信、事後活動をしていこうという項目を入れてございます。

目標はそれとあわせて定性的に書いてあるだけですので、ここは飛ばして、同じくこれを左右対照表でちょっとだけ確認してもらおうと、9ページの「(2) 四島交流事業」の2つ目のパラ、「加えて」のところに、今、申し上げたことが文章として書いてあって、世論啓発への波及効果を高める観点から、関心や理解を広げていく上で有益な者の参加、交流プログラムを工夫する。それから、事業成果について積極的、継続的に情報発信していくと。これは協会の発信だけではなくて、事業に参加した個人にも積極的に情報発信を促すと。また、場合によっては発信してもらうためのプラットフォームを提供するとかそういったところまで想定してしまして、それを目標に書いてあるのでそこもあわせて確認していただくと、次の10ページ目の最初のポツ、各事業に関連する情報発信、協会による発信に加えて事業参加者による発信も含め、徹底的に行われるよう、協会は必要な措置を講

ずる。

これは今、若い層にシフトして話がずっと展開しているので、何となく全てがそうなっているように見えますけれども、実際にはお年寄りの方もいれば、SNSを使ったことがない人も幾らでもいる。いろいろな事業のメニューによって違うのです。だから、その全部についてどのぐらいの勢い、規模感が書けなかったのですが、例えばSNSであれば、協会も先ほど言ったようにフェイスブック、ツイッターもあるし、これから新しいものを導入していくとして、事業に関して、協会でするのである意味若干オフィシャルなところもあるのでちょっとかた目に書いて、50件ぐらい発信をしようではないかと。逆に言うと、参加者というのはもっともっと自由に発信をして、SNSで即時的に、まさにつぶやくだけ。または極端な話、インスタで写真をアップするだけにすぎないのです。そうすると、1人10件やっただけで、50人参加すれば500件になるというような規模感を書いています。

要は、このようなことを通じて、1項目めの世論の高揚というのは一部の関係者だけではなく、みんなにリーチするためにはこのようなマスでアプローチできないといけないと思っているので、そういったことを目標に入れている次第でございます。

それに関連して、そのページのポツの一番下には、参加者の事後活動に関する情報発信の仕組みを中期目標期間第3年度までに構築しようと。SNSもある意味、官製SNSプラットフォームというものはやるかどうかわかりませんが、今のところ何も発信をするプラットフォームがないので、何となく熱が冷めるとそのままになってしまうところもあったりしますので、少し近況がアップできるとかそういったことも含めて、何か呼び水的なことを考えていこうと思っている次第でございます。これが2つ目です。

2-1に戻って3つ目は調査研究でございます。ここは若干、ある意味ディフェンシブな項目でございます。現状も、その時々の特ピックスについて専門の先生にレポートを作成していただいて、それを主として運動関係者とかを念頭に提供しているのですけれども、なかなかそれだけであると調査研究というにはちょっと心もとないところもあるのと、他方で、世帯が小さいですし専門の調査員がいるわけでもないで、そんな何とか研究所のようなことはすぐにはできないと思っています。そういったところで、まずは、そうはいってもこれまで直轄のお話以外にいろいろな委託事業なり何なりで、特に北方四島の状況ですとか、私が一番大好きなのは墓地の状況調査などを千島連盟に委託して、それぞれ54カ所みんな現状どうなっているかを調べて、ちゃんとレポートをまとめたりしているので。北対協の委託調査も、当然、北対協の成果なのですけれども、それが世の中に利用可能な状態になっていないとか、いろいろな意味で知識が埋もれてしまっていますので、まずはこれまでいろいろな形で調べたことを、いわゆるレファレンスですね。使いやすくすることにはすぐに取りかかれるかなと思って、そういった項目をつくっています。

あわせて2つ目は、先ほどディフェンシブと言ったように、どういう方向に新規の調査を進めていくかというのは、正直まだ見えてこない。また、先ほど言ったように、新しい体制のもとで事業の取捨選択をする中で、伸ばしていく事業に関連して調査研究も必要に

なってくるかもしれない。その中で決めてもらおうかと思っているので、定性的に最新の動向を踏まえて関係機関等にとって旬のテーマを選定していこうと書いた次第でございます。実はこれはこれ以上つけ加えることはないのです、以上です。

次が、項目は4つと言いましたけれども、5つにブレークダウンしていて、元島民援護と融資。広い意味では援護というふうにくくっている分野でございます。

元島民等援護としてやっていることは、元島民の方々の活動支援をするということで、主として島民団体の事業を財政上支援したり、そのようなことをやっています。これは後ほど共通項目で言いますけれども、どのぐらい協会自体のノウハウなり知見がそこに生きているか、ちょっと心もとないところがあって、実施主体は助成先にしても、それにもう少し専門機関としてコミットしたほうがいいかなということを掲げています。

これは概要よりも実際の地の文で見てもらったほうがわかりやすいので、対照表の12ページをごらんください。(4)が援護でございます、その文章を最初から見ていただくと、元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行おうと。要はファイナンスだけではなくて、先ほど言ったように例えば調査であれば、これまでいろいろな調査をしていることが整理できれば新しく調査をする場合により効果的な調査について助言もできるでしょうし、そういったところも含めて、より内容の濃い援護をやっていきたいということを書いています。

あわせて、先ほど言ったように特別墓参という自由訪問に関して、本年度はやりましたけれども、来年度以降は予算事業として財務当局に認めていただき、それが運営費交付金という形で北対協の事業となりますので、しっかりと支援を、また、しっかりとオペレーション実施をするということをもって援護の一つの項目かなと思っています。

その次の援護の2として切り出してあるのが融資事業でございます、大変申しわけないのですが、ここは実は今の段階を書くしかなくて書いてありますが、今後変わる可能性があると思ってお聞きください。要は、今中期目標でも融資メニューの見直しというのが目標に掲げられてございます。融資対象者が高齢化していくと、当然ニーズも変わってくるので融資メニューが変わってこなければいけないとか、社会の構造が変わってきているので陳腐化している融資があるなどという話をしていまして、今中期目標の中で見直しということで実際に見直し作業をやっていて、ほぼ形にはなっているのです。早い話が今月中ぐらいには見直しが完了するかと思っていまして、他方で、場合によると持ち越しする部分も出てくるかと思われています。一応、現在では完結していないので、次期中期でもしっかりと法の趣旨に照らしたメニューの見直しをせよという目標を掲げています。

そこはそこで、そんなものかということなのですが、もう一つ、この目標に関して非常に大きな変更をしました。

中身は、まずは親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行うというふうにごく人間味あふれる目標を書いたのです。もともとは今回の予算編成過程で大分財政当

局から、融資規模なり対象者から比して高コスト過ぎるということを言われて、それは別に、財務省が見ている政策金融などは超巨大なので、それから見たら高コストと、どうしても基幹業務があるものですからしょうがない。だけれども、そういう指摘も受ける中で、なぜ北対協がこの融資をやっているのかということに関して協会も含めてじっくりと議論をしました。

そこは、仮に北対協の看板ではなく、普通の何とか金融公庫とかいう名前でそれができるだろうか。対象者としてはこれまで馴染んで、しかも、北方領土問題をこれまでやってきている、また一緒にやってくれている、そういった協会に融資をお願いしているのです。かつ、それはある意味、もともと制度趣旨そのもので、北方領土がまだ返ってきていません。財産権が保障されていません。これまでの生活基盤を全部失いましたという中で厳しい状況に置かれているから融資をつくったのです。しっかりそういう状況を理解し、親身になって、お金を貸すだけではなくて、そういう生活困難についてサポートしていくということが北対協の融資の強みだという結論になったのです。であれば、そこを少し積極的に目標の中でアピールしようかなということで、単に担保を持ってきてねとか、判子がありますかだけではなくて、北方領土に関するいろいろな悩みも含めて、そういう機会を捉えてお話をきめ細かく聞いて相談に乗ってあげることが新たに加わったところでございます。

済みません。長くなりましたが、以上が個別項目であります。

最後に、最後にと言っただけはなんです、実は最初に申し上げたことからすると最も重要な項目が、業務効率化に関する事項、横断的な項目でございます。先ほど言ったように、初年度に理事長がリーダーシップを発揮して事業の総棚卸し。それから、新たな優先事項とか重点施策を決めていく。その後、各事業についてPDCAをしっかりとやるために、定量的な把握のための調査もする。

次のポツにあるのが、委託とか助成に関して、なかなか主体的に関与していない部分もあるので、それは別に自分たちで手を動かすというよりは、中身についてしっかりと把握し適切な助言をするとか、そういったことをしっかりやっとうと。あわせて、監事機能の強化なり内部統制については、こういう時代ですので、しっかりとやっていかなければいけないという項目です。

その派生で、業務運営に関する重要事項の（3）のところにも文書主義とかそういったことをたくさん書き込んでおまして、こういったことは、先ほどこの前のセッションでありましたけれども、ガイドラインを多分内閣府も年度内に受けて文書管理規則も変わるのですね。それを踏まえて、独法としてもしっかりと対応していくということを書いた次第でございます。

あと1つだけいいですか。この横表でないと書いていないので言いますと、ちょっとチャレンジなことが書いてあるのが16ページの上段でございます。ここは給与水準の適正化という、ある意味ちょっと元気の出ない、ラスパイレスとかそんな話の項目なのです

けれども、先ほど来言っているトップのリーダーシップ、マネジメントとかいうこととセットで出てくるのは処遇の話でございまして、給与体系はある程度は作法があるのでそれに従ってもらうにしても、もう少し成果主義みたいなこともやっていただけたほうがいいかなど。ただ、これはまさに理事長が自分のイメージの中で、こういったことをやるための施策として、より成果主義の企業体系をつくる必要があると思えばやってもらえる余地があるようにということで書いた次第でございまして。こういったことも含めて、勝負はどちらかというところ初年度1年間じっくり新体制のもとで我々も膝詰めで議論をして、ここに書いてある方向性で新しい中期が進むように進めていきたいと思って策定しました。

すごく長くなりましたけれども、以上でございまして、最初に言ったように、これは本当にどう料理していいのか、制度上どうしても理事長と相談できないものですから、一緒に来るので絶対に無理なのです。これは絶対に制度の欠陥だと私は思っているのですけれども、そんな中でこういう工夫をしつつ、少しめり張りをつけて、新しい方向づけ。要は、政策部局としてこういったところをしっかりと取り組んでほしいということを伝えられるように案をつくった次第でございまして。

以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

確かに、理事長が決まっていないのに注文だけつけるということになるのかもしれませんが、今の説明に関しまして、御質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 質問というか、そもそも小学校、中学校、高校の教科書では、どの科目で北方領土問題を扱っているというか、どれぐらい扱われているのかを教えてください。例えば日本史なのか社会なのか、公民なのか政治なのかですとか、また、いろいろ教科書も出ていると思われまますので、そのあたりは把握されているのかどうかということについてお願いします。

それから、学習指導要領の改訂を踏まえてということで、4ページから書かれているのは多分、アクティブラーニングを考えられているのではと思うのですが、協会が作成される学習教材もそういったものに整合するものとなっているのかどうかを知りたいと思います。

例えば、4ページから5ページにかけて、これはおっしゃるとおりで、高齢化も進んでいて、若者に働きかけるということを考えると、やはりアクティブラーニングのような、教科書で北方領土問題を扱っているときにはこういう教材があるということ、例えば、5ページに教育関係者による活動方法に関する「研究」と書いていたのですが、それは「実践」されていったほうがいいのではないかと。研究をしている状況ではなくて、5年計画ということなので、今後、社会が相当に変わることも予想されるので、「研究」だけではなくて「実践」というか、それを「実際にやる」ということを書かれたほうがいい

のかと思われました。

それから、墓地がどこにあるか調査されたということなので、そういうのも本当に墓地の可視化というか、そういうこともアクティブラーニングのような教育方法で、「こんなにたくさんお墓があるのだけれども、行きたくても行けない人たちがいる」といったようなことを導入されてほしいと思いましたところです。もしも、記載を変えていただければ、そこを変えていただけないかと。

例えば、SNSも5年前と今とでは、相当に変わってきています。去年伺ったときにはインスタグラムを導入されてはどうかという話もあったと思うのですが、もちろん、インスタグラムも5年後には古くなってしまう可能性もありますが、そういうことに柔軟に対応できるような書きぶりにしておいたほうがいいのではないかとと思われました。

○齊藤参事官 まず、どの教科というのは、基本、我々は、義務教育のところはまさに学習指導要領があって、政策があるものだから、ひたすら文科省に働きかけて義務教育をやるのではないですか。義務教育は社会。社会の中で、我々も北方領土だけというわけにもいかないのです。結局今回の指導要領では北方領土だけではなくて竹島、尖閣も含めた領土に関してしっかり教えると書いてあるのです。そういう意味では、今後つくられる教科書に関して、または既に先取りしているところはその記述がありますけれども、たかが知れていますね。それを教えるのは、アクティブラーニングまですぐに普通の教育現場が行くかは別にして、現在、北対協がつくっているのは結構いい感じで、まさに経緯から含めてわかりやすく北方領土問題についてがわかるような資料なのです。

実際にやると書くところとのつなぎ部分が今まだ不十分だと思っているのは、教師も忙しいので、資料を自分で集めてそれを自分の授業に再構成するのは相当情熱がないとできないので、あんちょことかマニュアルのようなものがないとだめではないですか。それは少なくともそのようなところまで、現在、社会のこまでこれをやりなよというのを示せるようなものがあるわけではないのです。

また、おっしゃったように、例えば竹島に近い島根県とか、一部の県などではよほど進んでいて現に教育しているのです。

○石川委員 教員側にそれができなかったとしても、返還運動関係者のような人たちで、例えばその教科というか、北方領土問題を扱う授業のときには、そういう人たち、アクティブラーニングできるような人たちが入って行って、すなわち人材を使って、パッケージというか、そういうもので開発しておく。教員側は北方領土問題に必ずしも精通していなくても、代わりにそういう教育に精通している人たちが、その時間、学校に派遣されるような仕組みができないかと思われました。返還運動の関係者の中には、そういったことができる人たちもいらっしゃいますか。

○齊藤参事官 彼らとじかに接しているからあれですけども、私の受けている印象は、ある意味その最もプリミティブな形として、語り部などの派遣をしているのではないですか。語り部の方々も私は何人か話を聞きましたけれども、一生懸命というか、リアルに自

分の体験を話されるけれども、それは要は当事者としての発言でしかないのです。ラーニングという意味では、まさに歴史的経緯だとかいろいろなことをトータルですね。だから、そういう人材がすぐに手当てできるかわかりませんが、現場はどんなレベルなのですかね。そういうことができるような人たちを今後確保していくとか、事業化するほどに人材がいるのかしら。

○木村局長 教育の話が出たので、現状、我が社の取り組みを御説明させていただきたいと思いますが、今、各都道府県に教育者会議というものが設立されておりまして、それは学校の先生たちです。平成15年ぐらいから取りかかったのですが、今、まさに学校で、教育現場で北方領土の授業の方法とか教材開発をしていこうと。ひいては北方領土問題の若い人の啓発をしていこうと。教育現場が大事だということで、平成15年度から教育者会議というものを立ち上げて、全国から先生に集まってもらって、研究をしています。

そういう人たちがまた地元に戻って、地域の社会科研究会の先生の集まりで広めてもらったり、実際に授業で実践している。実践例なども会議の場で発表してもらったり、そういうことで取り組みはしているところがございます。そういったものがもうちょっと、今後も広く活用できていけるように、いろいろな手法でやっていければいいのかなと思っています。

○齊藤参事官 アクティブラーニングとかそのようなことを一つ新たな要素として教育者会議で取り上げるとか、そういうことはできるのですかね。

○石川委員 多分、先生たちは、それをひしひしと感じられていると思うのです。もっとも、それに関するノウハウというか、それを知らない先生が多いと思われまます。つまり、北方領土問題に詳しい先生ばかりではないと思うので。

○齊藤参事官 それで言うと、教育関係者が指導方法に関する研究か何かをして、パッケージングして、それを教育者会議のチャンネルを使って広める。そんな感じですか。

○石川委員 そんな感じでしょうか。

○齊藤参事官 多分、現状はそこまで一人一人は詳しくないからというよりは、リーチできる人が中心にやっているのでしょうか。

済みません。話が長くなりました。

○田辺座長 ちなみに、これは具体的にはどんな修文を。

○石川委員 わからないのですが、このあたりのところを。

○田辺座長 読み込めないことはないと思うのです。

○石川委員 方法に関する研究というか、もうちょっと「研究」だけではなくて「実践」できるような取り組みですとか。5年後にも合うように、おそらく5年後でしたら、アクティブラーニングを実施している学校は増えてきていると思われまますので。5年後を見据えて、それに合うようにしておいたほうがいいのではと思われまます。もっとも、私の方から具体的な策があるわけではないのですが。改訂を踏まえ、学習教材を活用というか、

そういったものを、もしもつくっていただけるようでしたら「開発」、あるいは「提供」といった文言を記載された方がよいように思います。

もう少し、積極的に取り組んだほうが、これについて重要度「高」、難易度「高」として位置づけられたので。また、先ほど、安易な指標を立てないということをお示しされたので、これをできれば取捨選択、これは確実にやる、次の理事長もそのように行っていただくためには、もう少し積極的な書きぶりのほうがいいのかと思われました。

改訂を踏まえて、現状に見合うような教育を提供するとか。

○齊藤参事官 アクティブラーニングという言葉は余りにもビッグワードで入れにくいかもしれないけれども、現状を踏まえて効果的な教材開発提供とか、そんな感じのことが入れられるかどうか。それはここで即断即決というのはちょっとあれなので、検討させてください。

○石川委員 ここはとても大事なことだと思われたので。

○鶴田課長 今、現状でもホームページで北方領土問題の教育者向けの教材集を公表しています。先生の質問で、協会では指導要領に沿った形にきちんとなっているのかと。これについては文科省も巻き込んで確認してもらった形で既に公表して、教えるときの資料もプリントアウトして配れるような形になっています。そういう意味で、中期目標に書いているものはそういったものを利活用するというような書きぶりになっているのかなど。開発はしていますということです。

○石川委員 わかりました。ありがとうございます。失礼しました。

○田辺座長 ほかはいかがでございましょう。

○大隈委員 では、お金の関係で、御説明いただいた資料2-1で言いますと2ページ目の「(2) 四島交流事業」で、今後、航空機によることも進んだようなのですけれども、従来の「えとびりか」もまだそんなに年数は経っていないと思いますし、金額的にはすごく大きかったと思うので、あれも今までどおりの活用をされるということなんでしょうか。

○齊藤参事官 今回の編成も、既存の船舶の事業に関しては、逆に予算よりも実働、稼働日数によって上限が決まっているところもあって、これ以上運航できないぐらいきちきちなのです。だから、その分はちゃんと確保できていまして、さらにそこに航空機オペレーション分は新規として追加。

○大隈委員 新規でそれがオンされてくる形になるのですね。

続いて、3ページ目ですが、先ほど(5)の融資事業のことで、融資メニューの見直しというのは随分前からずっと話題に出ていて、でも、ここに来てほぼ見直しの方向性が決まったと先ほどおっしゃっていたのですけれども、もし差し支えなければ、今どのような感じで進んでいるのかを教えてくださいなと思うのです。

○齊藤参事官 ネタばれすると、一度じっくり協会と一緒に検討したのですけれども、今週か来週もう一度、そのときの問題意識も踏まえて見直したものの話を聞くので、まだその新しいものがどのような形になっているかはわかりませんが、一応方向性として、大き

な柱としては、生活安定ということではいろいろな生活資金がありましたけれども、そこに介護のメニューを加えようと。要は、高齢化すると介護が必要になるではないですか。そうすると非常に資金的にも必要になってくるみたいなことがあって介護のメニューを入れようなどという話は1回目の打ち合わせでも、それから見直しの項目としても持ってこようと言っていたので、そういうのを入れたい。

あと、事業系のものは、正確に覚えているかはあれですけども、制度設立当時の事業形態をベースに、行商とかそういう古い職業を想定したようなメニューが幾つか散見されたのを、現状の対象者がつくであろう職業に合わせて見直しをしますということで、少し事業系と生活系と福祉系のメニューを整理しているはずです。

大きなところでは、それぞれの資金について、社会の水準がありますので、その上限だとかそういったものについて、それが実勢に合っているのかどうかみたいなことを見直すのだと聞いています。今、私が言っているのではないかと申して言えるのはそのぐらいのような気がします。

こちらからお願いしているのも、この法律、これは目標の書き方もより詳しく書いたのですけれども、対照表の13ページにあります。要は、北方地域旧漁業権者等、「等」に元島民、元居住者が、その他の者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図ることを目的とする法の趣旨にのっとり、それは文章で入れてみたのです。そんなのは当然のことだから前のところには書いていない。そうすると、生活の安定ということは、生活不安定要因として介護の問題があるのであればそれが取り込めるみたいな、そういう対象者の現状から必要なメニューをしっかりと確認する作業を丁寧にやってほしいということでお願いしてまして、そういうものが上がってくると思っています。

○大隈委員 ありがとうございます。

最後に1つだけ。下の横断的事項の(2)財務内容の自己収入確保の方策を具体的に検討とあるのですけれども、これはどんなことが考えられるのですか。

○齊藤参事官 まず、独法である以上、やはり自己収入確保ということは非常に重要、また、そこは当然トップとしてちゃんと考えろというのが制度を貫く財務当局の一貫した方針です。その中で自己収入といっても、先ほどの公文書館のように図録とかそのような機会は余りないのですけれども、グッズは少しあるのです。ただ、グッズだと本当にマージナルな話なので、1つ私が把握している北対協の財務構造を見ても、委託事業を受けたりはしているわけです。具体的には外務省から事業の委託を受けたりしているのです。今後、トップマネジメントの手腕次第ですけれども、先ほど言ったように、共同経済をとりに行くとはとても思えませんけれども、ノウハウはすごくニッチな分野で持っていて、それをもとに、体制が許せば何らかのそういうノウハウを生かせる事業を受託することは可能かと思います。具体的にこれをというところまでは、今現在、申しわけないですが。

○大隈委員 ありがとうございます。

○田辺座長 よろしゅうございますか。

どうでしょうか。4ページの関係者に対する啓発のところは修文いたしますか。

○石川委員 やっていただけるお気持ちがあるということは確認できましたので、これでもよいかとは思いますが。

○田辺座長 もうちょっと何か書き込みますか。

○石川委員 もうちょっと何か積極的な文章に。

○田辺座長 具体的に何が書けるかわかりませんが。

○齊藤参事官 先ほどのワードだったら、別に気持ちの整理で書こうと思えば、先ほど課長も言ったように、現につくっているのだったらそれをリバイスしてもいいわけだし、またはつくっているものも作成ではあるわけで、作成と提供というのはポジに書いていただいても別にそれほど困らない気はしますけれども、この話というのは、ここで即断即決するものなのですか。

○田辺座長 わかりました。では、そういった点も含めまして、どのような形で修文を書けるか、ないしはしなくても読み込めるかという点に関しては御一任いただけますでしょうか。

○石川委員 お願いします。

○田辺座長 よろしゅうございますか。では、修文するという場合は事務局と私のほうで検討いたしまして、皆様方にお送りして、御確認いただきたいと思います。それで確定するという形に手続をとらせていただきたいと思います。

では、北方対策本部、北方領土問題対策協会の皆様方におかれましては、これで御退席いただいて結構でございます。何よりもいい理事長が選ばれることを私としては切に願っているところでございます。御説明、どうもありがとうございました。

(北方対策本部・北方領土問題対策協会退室)

○田辺座長 それでは、事務局のほうから今後の予定に関しまして御説明をお願いいたします。

○平井補佐 それでは、私から、今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。資料3をごらんください。

まず、「1. 目標に係るスケジュール」でございます。

本日、16日、この15回の有識者懇談会を開催させていただいて、国立公文書館と北対協の目標案の内容について御検討いただきました。本懇談会を踏まえまして、(1)の国立公文書館の年度目標につきましては、2月上旬から財務省との協議を行います。その後、内閣府の内部手続、具体的には決裁等を進めます。2月末までには年度目標を決定して、法人へ指示を行います。

続いて(2)の北対協の中期目標案についてです。こちらも2月上旬から財務省との協議がございます。北対協は中期目標管理法人でありますので、総務省の独法評価制度委員会への諮問が必要になります。2月中旬にこれを行いまして、2月下旬には同委員会から答申がある予定でございます。その後、内閣府の内部手続を行って、2月末までには中期

目標を決定し、法人への指示を行う段取りとなっております。

次に、「2. 計画に係るスケジュール」についてでございます。

資料3には、3月上旬に第16回有識者懇談会とありますが、こちらにつきましては、持ち回りにて開催をさせていただきまして、国立公文書館の作成した年度計画案、北対協の作成しました中期計画案を御検討いただく予定としております。これらの計画につきましても、3月上旬から財務省との協議に入り、その後、内閣府の内部手続を行いまして、3月末までにはそれぞれ計画の認可を行いたいと考えております。

私からは以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

今の御説明に関しまして、何か御質問はございますか。よろしゅうございますか。

では、こういったスケジュールで御対応いただければと思います。

北方領土問題対策協会の修文等は先方にお考えいただいて、必要ないというのだったらそうかもしれませんし、もう少し踏み込めるのだったら。

○平井補佐 調整をいたしまして、先生方にメールで御照会をさせていただきます。

○田辺座長 よろしく申し上げます。

では、以上をもちまして、本日の委員会は終了でございます。御参集どうもありがとうございました。

○河田課長 それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございます。